階数に算入されない、令2条1項8号の「昇降機等、装飾塔、物見塔、その他これらに類する建築物の屋上部分又は、地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分」の内、その他これらに類するのは、以下のものが該当する。

(1)屋上部分

通常の使用時には人が進入せず、かつ、用途・機能・構造上屋上に設けることが、 適当と認められる部分

(例)通常規模の昇降機の昇降ロビー・階段室

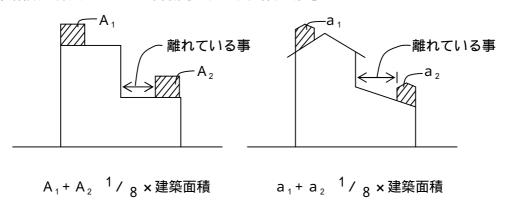
各種機械室(空調機械室、排煙機械室、発電機械室等)で、屋上に設けることが適当であるもの。

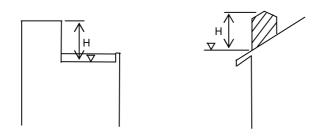
(2)地階部分

居室を有せず、かつ用途・機能・構造上地階に設けることが適当と、認められる部分

(例)地階の倉庫、機械室に通じる階段、通路等(この場合、階段、通路等の床面積を含めた規模が、建築面積の8分の1以内であること)

高さ、階数に算入されない昇降機等の屋上突出物の形態は





▽ ;屋根面、H;ペントハウスの高さ

備考 西宮市建築基準法取扱い基準 2010.04.01

建設省建築指導課監修 『建築法規の実務』